

大垣市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月 策 定
平成 28 年 3 月 改 定
令和 3 年 4 月 改 定
令和 8 年 4 月 改 定

大 垣 市

目次

はじめに	- 1 -
1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	- 1 -
2 計画改定の経緯	- 2 -
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	- 2 -
4 令和6年能登半島地震に学ぶ－今後の震災対策－	- 3 -
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	- 4 -
1 想定される地震の規模	- 4 -
第2 建築物の耐震化に係る目標	- 5 -
1 建築物の耐震化の現状	- 5 -
2 建築物の耐震化の現状分析	- 10 -
3 建築物の耐震化の目標	- 12 -
4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	- 16 -
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	- 18 -
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	- 18 -
2 実施する事業の方針	- 18 -
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	- 19 -
4 第4期計画における重点的な取組み	- 20 -
5 「命」を守るための多様な取組みの推進	- 20 -
6 新たな耐震化の取組みの検討	- 21 -
第4 建築物の耐震化を促進する施策	- 22 -
1 施策を推進するための体制	- 22 -
2 安心して耐震化が行える環境整備	- 22 -
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	- 23 -
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	- 25 -
5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	- 26 -
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	- 27 -
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	- 27 -
2 耐震診断結果の報告期限	- 29 -
3 他の所管行政庁との連携	- 29 -
4 建築基準法による勧告又は命令	- 29 -
別表1	- 30 -
別表2	- 30 -

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に「大垣市耐震改修促進計画」として策定した。

なお、大垣市における地震防災対策については、大垣市地域防災計画に基づき、その対策を進めており、地震災害予防の減災対策の一環として、「大垣市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進することとする。

また、岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs*）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定した。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。



※Sustainable Development Goals の略、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成 20 年 3 月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第 1 期計画 (H20～H27)	平成 20 年 3 月	計画策定
	平成 25 年 3 月	岐阜県耐震改修促進計画が平成 23 年 10 月に改定されたことを踏まえ、見直し
第 2 期計画 (H28～H32 (R2))	平成 28 年 4 月	第 2 期計画策定
	平成 28 年 11 月	住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを位置づけ
第 3 期計画 (R3～R7)	令和 3 年 4 月	第 3 期計画策定
第 4 期計画 (R8～R12)	令和 8 年 4 月	第 4 期計画策定

3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

岐阜県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織した。そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされている。

建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋（【 】は特に連携を図るべき事業主体）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進【市町村】

4 令和6年能登半島地震に学ぶ—今後の震災対策—

岐阜県では、第3期岐阜県強靱化計画の策定に先立ち、令和6年能登半島地震の発災以降、被災地に対する支援を実施するとともに、本地震に学び、本県の震災対策の一層の強化充実につなげるため、これまでに明らかになった状況、被災地での支援活動にあたった職員などからの報告を踏まえ、「建物耐震化の促進」等、大きく4つのテーマを軸に震災対策の見直しを実施した。

令和7年1月にとりまとめられた「令和6年能登半島地震に学ぶ—今後の震災対策—」において、建物耐震化の促進で今後検討すべき対策として、以下の6項目が挙げられている。

建物耐震化の促進に関する項目のみ抜粋（【 】は特に連携を図るべき事業主体）

- ・古い住宅が多い地域など、重点的に耐震化啓発を行う地域の抽出及び戸別訪問による啓発の強化【市町村・関係団体】
- ・耐震診断・耐震改修工事に対する支援の継続【市町村】
- ・部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策の検討【市町村】
- ・沿道の建築物が耐震診断の義務化対象となる緊急輸送道路の指定拡大の検討
【市町村】
- ・耐震診断を義務化した路線沿道の要耐震化促進対象建築物の所有者に対する耐震化啓発の強化【市町村】
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強工事に対する支援の継続【市町村】

第 1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し、有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表 1 - 1 想定される地震の規模と建物被害

想定される地震、断層	最大震度	PL 値 (液状化指数) ※	建物被害 (棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフ地震 ★	5.91 (震度6弱)	56.33	4,318	10,389
揖斐川 - 武儀川 (濃尾)	5.88 (震度6弱)	25.78	3,751	10,357
長良川上流 (北側震源)	5.40 (震度5強)	13.09	914	2,628
長良川上流 (南側震源)	5.04 (震度5強)	3.44	217	448
屏風山・恵那山及び猿投山	5.01 (震度5弱)	5.29	331	598
阿寺 (北側震源)	5.07 (震度5強)	7.86	556	989
阿寺 (南側震源) ★	5.11 (震度5強)	5.76	333	724
跡津川 ★	5.24 (震度5強)	11.27	673	1,458
養老 - 桑名 - 四日市 ★	6.96 (震度7)	59.10	17,404	17,727
高山・大原 (北側震源) ★	5.12 (震度5強)	10.30	551	1,093
高山・大原 (南側震源)	4.56 (震度5弱)	0.00	0	2

※PL 値 (液状化指数) PL 値>15: 液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15: 液状化の可能性がある。

★平成 23~24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29~30 年度実施の調査による。

第2 建築物の耐震化に係る目標

本計画において使用する用語については、以下のとおりとする。

- ① 新基準建築物：建築基準法(昭和25年法律第201号)の耐震基準に関する改正がされ、新耐震設計法が導入された昭和56年6月1日以降に着工された建築物
- ② 旧基準建築物：昭和56年5月31日以前に着工された建築物
- ③ 建築物の耐震化：建築物の地震に対する安全性を確保すること
- ④ 耐震化されている建築物：新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物
- ⑤ 耐震性を満たしている建築物：耐震診断結果により耐震性を満たす建築物
- ⑥ 耐震化率：建築物全数に対する耐震化されている建築物の割合(住宅においては戸数)
- ⑦ 耐震性が不十分な建築物：旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると表2-1のとおりである。

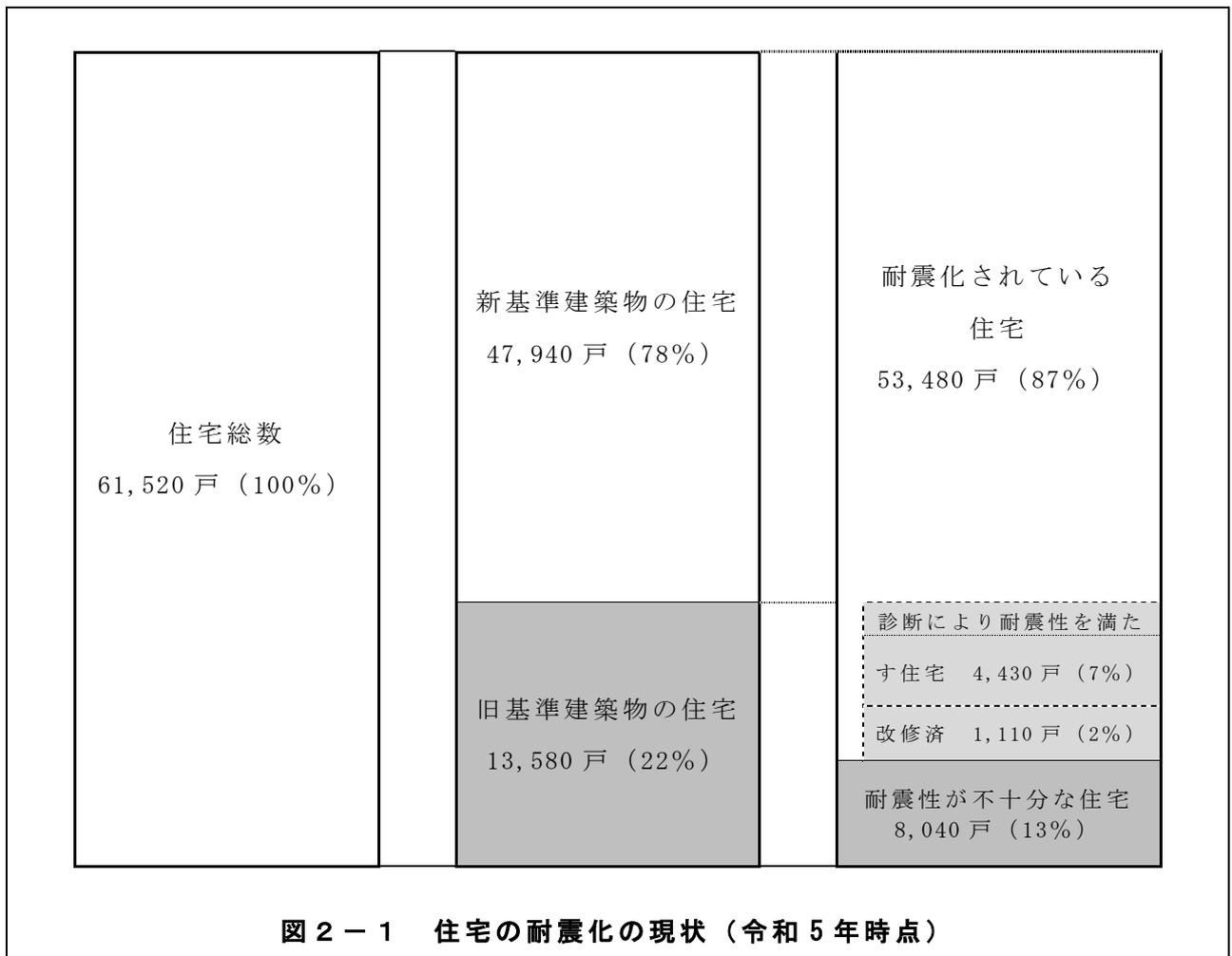
表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

年代別住宅数 建築年		H15年調査		H20年調査		H25年調査		H30年調査		R5年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧基準	S35年以前	5,980	11	5,720	10	4,000	6	6,860	11	4,840	8
	S36年～45年	7,240	14	6,690	12	4,540	8				
	S46年～55年	10,530	20	10,270	18	10,050	17	7,720	13	7,980	13
	不詳					1,080	2	1,140	2	760	1
	計	23,750	45	22,680	40	19,670	33	15,720	26	13,580	22
新基準	S56年～60年	4,710	9	10,710	19	10,150	17	8,360	14	9,140	15
	S61年～H2年	5,990	11								
	H3年～7年	6,120	12	4,770	9	5,790	10	12,140	20	10,300	17
	H8年～12年	7,420	14	6,640	12	5,350	9				
	H13年～19年	3,080	6	6,670	12	6,920	12	11,250	19	10,480	17
	H18年～20年	—	—	2,740	5	6,850	11				
	H21年～22年	—	—	—	—			3,080	5	5,610	9
	H23年～25年	—	—	—	—	—	—				
	H26年～30年	—	—	—	—			—	—	—	—
	H30年～R2年	—	—	—	—	—	—				
	R3年～R5年	—	—	—	—			—	—	—	—
	不詳	1,790	3	1,870	3	2,210	3				
計	29,110	55	33,400	60	40,350	67	44,740	74	47,940	78	
合計	52,860	100	56,080	100	60,020	100	60,460	100	61,520	100	

H25年調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

本市における住宅の耐震化率の現状については、令和5年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が47,940戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は1,110戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により4,430戸であることから、市内の住宅総数61,520戸のうち53,480戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表2-2のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表 2 - 2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1 号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表 2 - 3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和 7 年 3 月時点）

（単位：棟）

耐震化の現状 特定建築物の種類	全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震改修実施済み	耐震性を満たす	耐震化されている建築物	耐震化率
	A=B+C	B					
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	684	425	259	81	54	560	82%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が 425 棟、「旧基準建築物」259 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 81 棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 54 棟であることから、「耐震化されている建築物」は 560 棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数 684 棟のうち 82%が耐震化されていると推計できる。

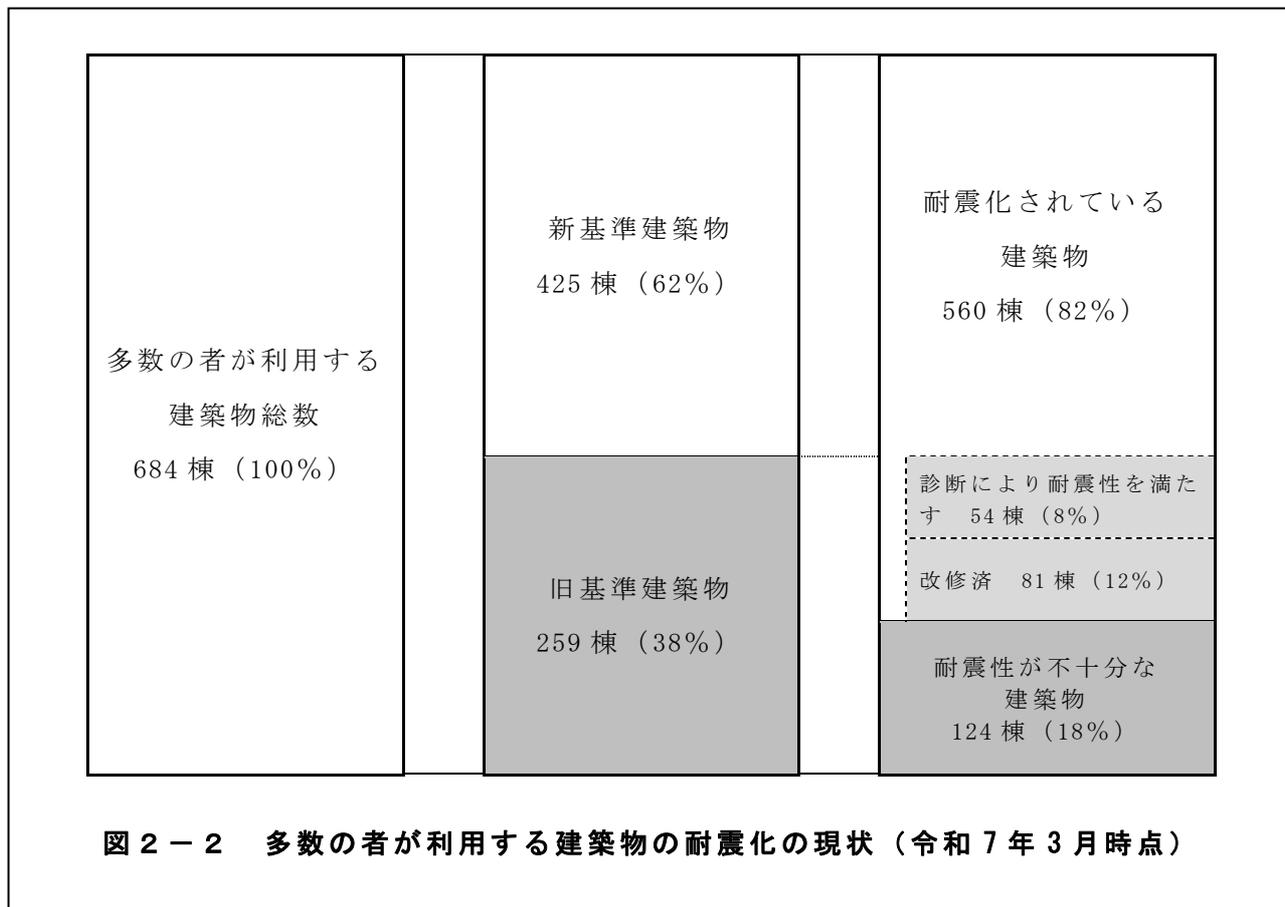


図 2 - 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和 7 年 3 月時点）

(3) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

平成 25 年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置づけにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなった。これにより対象となる建築物は表 2-4 のとおりである。耐震化の現状は、表 2-5 のとおりである。

表 2-4 耐震診断義務付け建築物の指定状況（令和 7 年 3 月時点）

種別		根拠	対象棟数	診断結果
要緊急安全確認大規模建築物※		法附則第 3 条	15 棟	公表済
要安全確認 計画記載建築物※	通行障害 既存不適格建築物※	法第 7 条第 1 項第 2 号	9 棟	公表済

※各建築物の概要は、表 5-2 参照

表 2-5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状（令和 7 年 3 月時点）

（単位：棟）

種別	全棟数 A=B+C+D	耐震性が確保されていない建築物 B	耐震性が確保されている建築物 F=C+D		耐震化率 G=F/A
			耐震改修実施済み C	耐震性を満たす D	
要緊急安全確認大規模建築物	15	3	11	1	80%
要安全確認 計画記載建築物	9	8	1	0	11%

2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、本市の耐震化率は図2-3のとおり推移しているが、第3期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

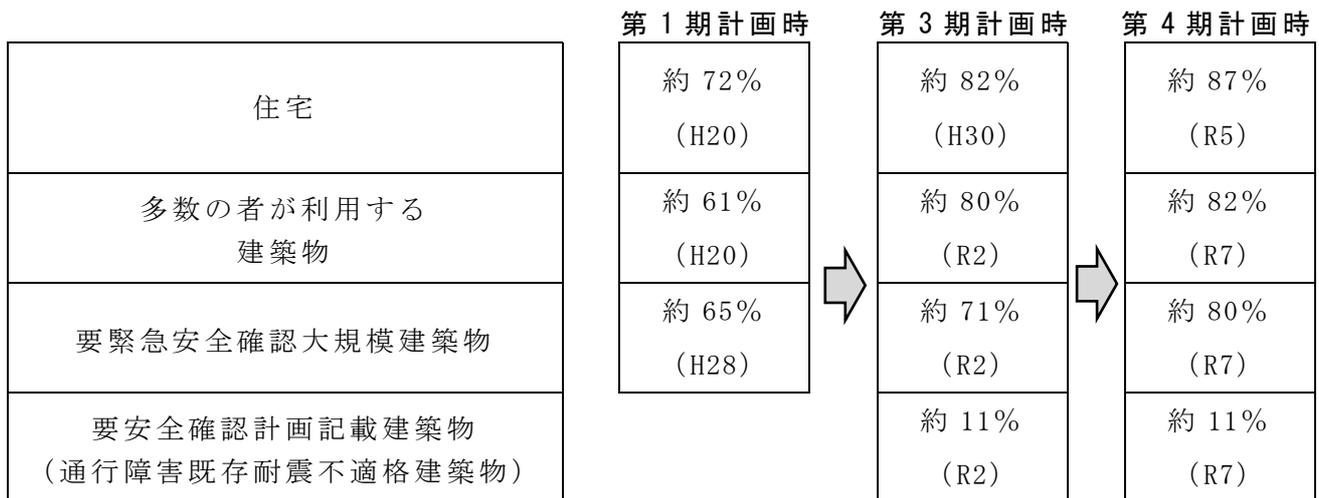


図2-3 耐震化率の推移

(2) 岐阜県の特徴

国土交通省が発表した令和5年時点の全国の住宅耐震化率は「約90%」で、岐阜県はそれを下回る結果となっている。その要因として、以下に挙げる岐阜県の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。

○岐阜県の特徴（令和5年住宅・土地統計調査より分析）

- ・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	52.7%	47.3%
岐阜県	74.2%	25.8%

- ・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	13.3%
岐阜県	20.4%

→結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多い。

(3) 耐震化が進まない要因

平成 14 年度以降、戸別訪問等により、木造住宅の耐震啓発を実施してきた。

令和 7 年 3 月末時点で、耐震診断を受診した方が 1,506 人、その内、耐震改修をされた方が 221 人であり、耐震診断から耐震改修へ進む方は 2 割に満たない状況である。

そのため、令和 6 年度に戸別訪問等の機会に合わせ、耐震診断を平成 30 年度または令和元年度に受診したが耐震改修を実施していない市民の方（145 人）へアンケートを実施（回答者属性は表 2-6 のとおり）し、表 2-7 のような要因が挙げられている。

表 2-6 R6 市民アンケートの回答者属性

世帯主の年齢※		世帯人数※
35 歳未満	0 (0.0%)	平均 2.27 人
35～49 歳	3 (3.6%)	
50～64 歳	16 (19.3%)	
65～74 歳	27 (32.5%)	
75 歳以上	37 (44.6%)	

※アンケートで建替えや耐震改修を実施したことが判明した分は除く。

表 2-7 耐震化が進まない要因 ※複数回答有

主な要因	主な意見	
経済的負担 回答数 83 (回答率 57.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の費用がかかる ・今の家にお金をかけたくない 	金銭負担がネック
防災意識の低下 回答数 43 (回答率 29.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震が来たら諦める ・手続きが面倒 	住民理解が十分でない
高齢者世帯の増加により 建築物の長期的な利用計画 が立てられない 回答数 38 (回答率 26.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・跡継ぎがない 	今後の利用予定がない

これらの課題に対しては、これまでも啓発活動や補助制度などで対応してきたが、耐震改修に対するインセンティブの低下が懸念されるため、今後は、狭まりつつある対処のニーズ把握を行いながら、これまで耐震診断・耐震改修の実施を躊躇されてきた方等に対して、よりの確に耐震化を促進するための施策検討が必要である。

特に耐震改修工事に進まない要因として経済的負担が過半を占めているため、精密診断や安価な工法の普及等、より安価に実施できる施策の検討が必要であるとともに、代理受領制度の導入やリ・バース 60 を活用した補助制度の普及等、所有者の負担軽減につながる取組みの検討が必要である。

また、「高齢者世帯のみの増加」に伴い、住宅の今後の利用予定がないという要因が 2 割超あるため、建替えや除却工事に対するさらなる施策の検討が必要である。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの大垣市の取り組み

○住宅及び建築物の耐震化促進

住宅及び建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費の補助を平成14年度より（平成20年度からは所有者負担金を無料化）、木造住宅の耐震改修工事費用の補助を平成16年度より実施している。また、住宅以外の建築物についても、耐震診断費の補助を平成18年度より実施している。

このほかに、耐震無料相談会を年数回実施し、建築物の耐震化の重要性を説明し、周知活動に努めている。

国の基本方針（抜粋）

○国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示第535号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

○第1次国土強靱化実施中期計画について（抜粋）

令和7年6月6日閣議決定

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

90%【R5】 → 95%【R12】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（11,464棟（令和5年度末時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

92.9%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

緊急輸送道路の一部等（約 9,000 km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（7,291 棟（令和 6 年 4 月 1 日時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

43.6%【R5】 → 60%【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には 100%に近い状態を目指す。

岐阜県の耐震改修促進計画（抜粋）

○建築物の耐震化の目標

建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取組みや上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

■住宅の耐震化率	令和12年	95%
■多数の者が利用する建築物の耐震化率	令和12年	95%
■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	令和12年	おおむね解消※ ¹
■要安全確認計画記載建築物の耐震化率		
通行障害既存耐震不適格建築物	令和12年	50%※ ²

※¹ 耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

※² 平成29年4月1日指定分

市の建築物の耐震化の現状、これまでの市の取組み、国の基本方針及び岐阜県の耐震改修促進計画を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、以下を目標とする。

<第4期計画における目標>

■住宅の耐震化率	令和12年	95%
■多数の者が利用する建築物の耐震化率	令和12年	95%
■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	令和12年	おおむね解消※ ¹
■要安全確認計画記載建築物の耐震化率		
通行障害既存耐震不適格建築物	令和12年	50%※ ²

※¹ 耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

※² 平成29年4月1日指定分

耐震化率 95%を達成するため、住宅については、令和 5 年から 4,964 戸、多数の者が利用する建築物については、令和 7 年から 90 棟の耐震化が必要である。また、耐震診断義務付け建築物の耐震化率を達成するためには、要緊急安全確認大規模建築物は 3 棟、要安全確認計画記載建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物は 4 棟の耐震化が必要である。そのため、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

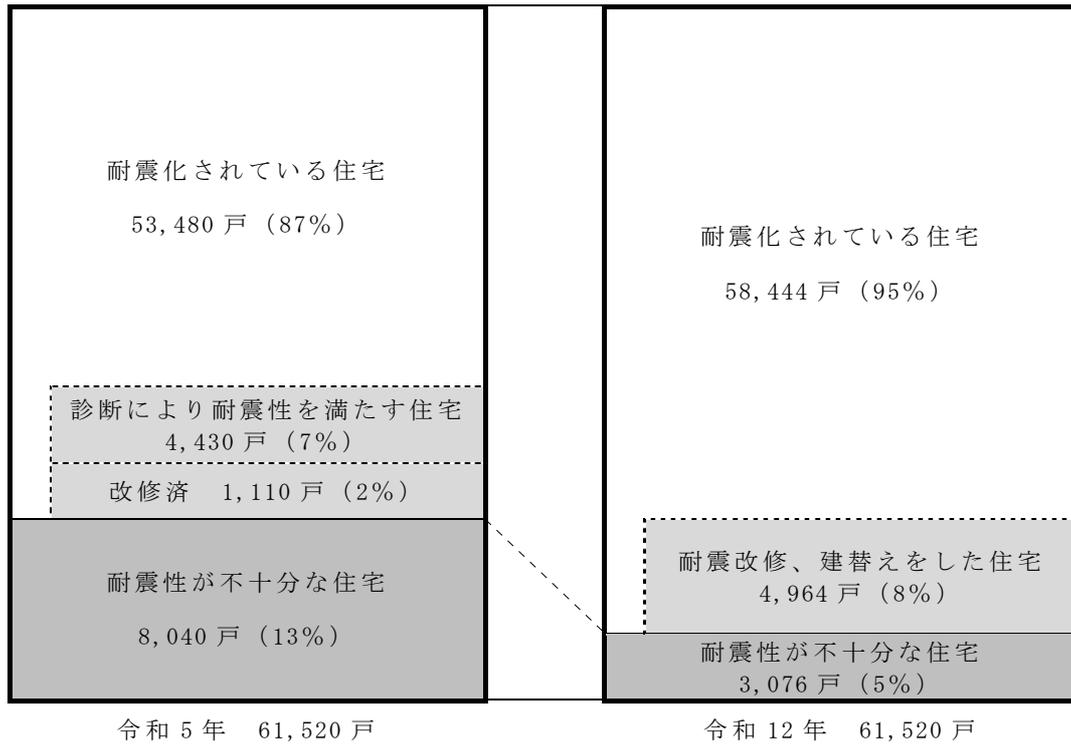


図 2 - 4 住宅の耐震化の目標

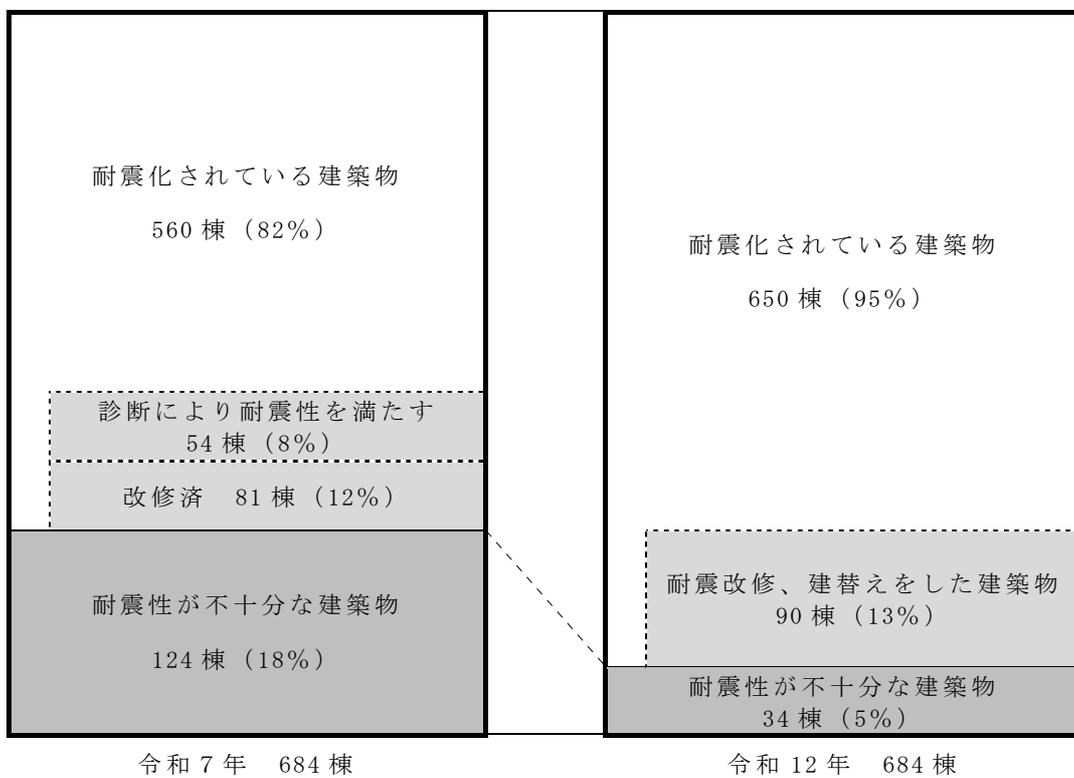


図 2 - 5 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和 7 年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出

表 2 - 8 耐震診断義務付け建築物の耐震化の目標

(単位：棟)

区分		現状令和 7 年			目標 令和 12 年
		対象 棟数	耐震性 あり	耐震性 なし	
要緊急安全確認大規模建築物		15	12	3	おおむね解消 ^{※1}
要安全確認 計画記載建築物	通行障害 既存不適格建築物 ^{※2}	9	1	8	50% ^{※2}

※1 耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

※2 平成 29 年 4 月 1 日指定分

4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保に繋がり、大変重要である。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもあったため、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 公共施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設（対象：非木造2階建て以上又は非木造1階建て200㎡超）における耐震化の現状は、表2-9のとおりである。

表2-9 市有施設の耐震化の現状（令和7年3月時点）

（単位：棟）

耐震化の現状 種類	全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震改修済	耐震性を満たす	耐震化されている建築物	耐震化率
	A=B+C	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
避難所 （集会場、学校等）	205	92	113	71	31	194	95%
防災拠点 （庁舎、医療施設、 社会福祉施設等）	38	30	8	0	5	35	92%
その他公共施設 （市営住宅、処理施設等）	228	91	137	4	69	164	72%
合計	471	213	258	75	105	393	83%

市有施設については、「新基準建築物」が213棟、「旧基準建築物」258棟のうち、「耐震改修済」が75棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が105棟であることから、「耐震化されている建築物」は393棟となり、市有施設総数471棟のうち83%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

市内にある公共施設のうち、市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、耐震化を進める。

特に、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、耐震化を促進する。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市・県の役割

- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共施設の耐震化に率先して取り組む。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。
- ・市及び県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域：市内全域

市内では、南海トラフ地震又は内陸直下地震による多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも近隣には活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路：第1～3次緊急輸送道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、施策の推進を図る。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、第1次から3次までの緊急輸送道路のうち市内に存する道路を、法第6条第3項第2号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として指定し、沿道の建築物の耐震化を図ることを目標とする。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物：多数の者が利用する建築物等、木造住宅、市有建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、

全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物：耐震診断義務付け建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、岐阜県耐震改修促進計画（第4期計画）の別表2に記載する道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とする。

4 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあることから、表3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとした。第4期計画においても、同様の方向性で、引き続き施策を進めていく。

表3-1 重点的に取り組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物 ^{※1}	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等 ^{※2} ・木造住宅 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物 ^{※3} ・防災拠点施設 ^{※4} ・緊急輸送道路沿道建築物 ^{※4}	全所有者向け	改修

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生す

る地震)において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

ただし、所有者の資力等の要因により耐震改修等を行うことができない者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも必要である。

6 新たな耐震化の取組みの検討

平成 28 年に発生した熊本地震や、令和 6 年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成 12 年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされる新たな取組みについての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

(1) 建築物安全対策支援事業

ア 建築物安全対策支援事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修工事に対する補助事業に県と協働して支援を行う。

《耐震診断》

平成14年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成18年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成20年度からは木造住宅について所有者負担金を無料化し、補助を大幅に拡充している。

《耐震改修工事》

平成16年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成18年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。

平成21年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃した。

令和7年度からは木造住宅について、所有者の当初の費用負担を軽減するための代理受領制度を創設した。

《木造住宅除却工事》

令和7年度から木造住宅を対象として補助を創設した。

《耐震シェルター等設置工事》

令和8年度から木造住宅を対象として補助を創設する。

《ブロック塀等撤去》

令和2年度から小学校通学路沿いのブロック塀等を対象として撤去の補助を実施しており、令和3年度からは中学校通学路沿いを対象に拡充した。

なお、通学路は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校により定められた通学路とし、住宅・建築物安全ストック形成事業のブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる避難路である。

イ 建築物安全対策支援事業の実施状況

これまでの事業の実績は別表に記載する。

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年は耐震診断等の件数が減少傾向となっているため、更なる啓発を行うとともに、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努めることを検討する。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上を図るとともに住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」が必要である。このため、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、市建築指導課において閲覧でき、相談士の制度について県ホームページや無料相談会等で周知を図る。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、市建築指導課に「建築相談の窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化や耐震シェルター設置等の命を守る取組みに関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、省エネ改修やバリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

市広報、自治会回覧板、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を図る。

ウ 説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会等へ講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

オ 耐震化普及啓発活動の実施

市内全域を対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問又はダイレクトメール等による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ 診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

ク 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、市においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を検討する。

ケ 教育部局との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」を行う。

コ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、市で作成・公表済みである。

サ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、市町村と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

(1) 目的

緊急的に、住宅の所有者に対して、耐震化普及啓発活動の実施により、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進する。

(2) 緊急耐震重点区域の設定

住宅の耐震化を緊急的に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域」という。）は市内全域とする。

(3) 対象建築物

対象建築物は、緊急耐震重点区域内の旧基準建築物の住宅とする。

(4) 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までとする。

(5) 耐震化普及啓発活動の取組内容

① 住宅所有者に対する直接的な耐震化を促す取組

緊急耐震重点地区の啓発優先度の高い地区等を対象とした戸別訪問又はダイレクトメール等による直接的な働きかけを実施する。

② 耐震診断実施者に対する耐震化を促す取組

耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、電話又は文書によるアンケート調査を実施する。

③ 一般への周知・普及

- 1) 耐震啓発を年度当初に自治会の班回覧にて周知する。
- 2) 耐震無料相談会を各種イベント会場で実施する。
- 3) 広報及びホームページにより耐震補助制度の募集を行う。

(6) 実績の公表

当該年度毎に訪問戸数、診断実績及び改修実績を取りまとめ、ホームページにて公表する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

市では、法に基づき、以下のとおり指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）

報告された耐震診断の結果については、市ホームページ等により平成29年3月28日に公表を行った。今後は、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）

報告された耐震診断の結果については、市ホームページ等により令和4年3月31日に公表を行った。今後は、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を市ホームページ等により公表を行う。

(4) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）

上記(1)～(3)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導 助言	指示 公表	報告命令 結果公表		指導 助言	指示 公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務	/	/	○	努力 義務 (※2)	○	○
要安全確認計画記載建築物		/	/	○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力 義務	○	○(※1)	/	○	○(※1)	
既存耐震不適格建築物		○	/	/	○	/	

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じて

表 5-2 用途別指導・規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数2以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
		上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
		体育館（一般公共のように供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ 2,000㎡以上
		集会場、公会堂		
		展示場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ 2,000㎡以上
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
		幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ 2,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ 2,000㎡以上	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
	通行障害建築物	県及び市の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物 法第5条第3項第2号及び同法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
	公益上必要な建築物 （防災拠点建築物）			法第5条第3項第1号に定める建築物

2 耐震診断結果の報告期限

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告期限は、「岐阜県耐震改修促進計画（第4期計画）」において指定される期限とする。（別表2）

3 他の所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

4 建築基準法による勧告又は命令

建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わないために法に基づく「公表」を行った既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するために立入調査を実施し、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については建築基準法第10条第3項の規定による命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については同条第1項の規定による勧告や同条第2項による命令を行う。

別表 1

耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
	R4	R5	R6								
木造住宅耐震診断補助	10	16	25	50	32	29	199	106	64	145	1,506
	87	49	67	70	106	88	118	46	67	27	
	34	21	50								
建築物耐震診断補助	—	—	—	—	0	1	2	1	1	4	49
	5	2	2	3	2	5	9	2	1	2	
	3	3	1								
木造住宅耐震補強設計費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	24
	5	3	2	4	1	3	1	2	1	0	
	0	1	1								
住宅耐震改修工事費補助	—	—	2	5	5	4	3	13	18	18	221
	31	37	20	15	12	12	6	5	1	3	
	4	4	3								
特定建築物耐震改修工事費補助	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	5
	1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	
	0	0	0								
ブロック塀等撤去事業補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	112
	—	—	—	—	—	—	—	—	24	30	
	22	18	18								

「—」は事業を未実施

別表 2

要安全確認計画記載建築物 耐震診断結果の報告期限

指定年月日	報告期限
平成29年4月1日	令和2年3月31日
令和8年4月1日	令和11年3月31日